

精神障害者医療費助成事業(精神通院)対象者のみなさまへ

◎ 精神障害者医療費助成事業(精神通院)対象者

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- ◆ 生駒市に住所を有するとみなされる方
- ◆ 自立支援医療(精神通院医療)の認定を受けている方
- ◆ 国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者又は社会保険各法の被扶養者
(社会保険被保険者は除きます)
- ◆ 生活保護を受給されていない方

◎ 精神障害者医療費助成事業(精神通院)助成範囲

- ◆ 認定された自立支援医療(精神通院医療)において指定した医療機関等への精神医療に係る診療分のみ助成します。入院や指定されていない医療機関等での診療、精神医療以外の診療は対象外です。

◎ 精神障害者医療費助成事業(精神通院)助成金額

- ◆ 指定医療機関に精神としての診療で支払った自己負担額から、ひと月500円の一部負担金を除いた額

◎ 精神障害者医療費助成事業(精神通院)助成方法

- 医療機関等で受診した場合
 - ◆ 医療機関等窓口で「健康保険証(被保険者証)」と「自立支援医療受給者証(精神通院)」と「奈良県障害者自立支援医療費自己負担上限額管理票」も併せてご提示ください。
 - ◆ 医療機関等窓口での会計時に一旦、保険等の自己負担額(1割)をご負担ください。
 - ◆ 生駒市役所へ以下に記載する「精神障害者医療費助成事業(精神通院)の助成金交付申請に必要なもの」を持参のうえ、助成金の支給を請求することで、2~3ヶ月後に指定口座へ振り込みます。
- ※ 助成金を受けるためには、国の制度である「自立支援医療(精神通院)」の認定を受ける必要がありますので、生駒市役所で認定申請を行ってください。

◎ 精神障害者医療費助成事業(精神通院)の助成金交付申請に必要なもの

以下のものを持参のうえ、助成金の交付申請を行ってください。

- ◆ 自立支援医療受給者証(精神通院)
- ◆ 受給者の健康保険証(被保険者証)
- ◆ 社会保険被扶養者の方は、社会保険被保険者の個人番号が確認できるもの
(個人番号カード、通知カード等)
- ◆ 申請者の本人確認できるもの(顔写真つき)
(個人番号カード、運転免許証、パスポート等)
- ◆ 奈良県障害者自立支援医療費自己負担上限額管理票又は領収書
- ◆ 助成金の振り込みを希望する口座のわかるもの(原則、受給を希望する本人名義)
- ◆ 認印

※ 上記以外に、審査の段階で追加の書類が必要になる場合があります。

その他 注意事項

- ◆ 精神障害者医療費助成事業(一般・後期高齢者)の各事業の併合受給はできません。また、福祉医療制度等とも併合受給はできません。
- ◆ 受給資格の有効期間内に、認定申請時等の内容(住所、健康保険証(被保険者証)、口座番号等)に変更が生じましたら、必ず「自立支援医療受給者証(精神通院)」と「変更になった事実が確認できるもの」と「印鑑」を持参のうえ、変更の届出を行ってください。
- ◆ 精神障害者医療費助成事業(精神通院)の振込時の通知は行いません。通帳等でご確認ください。